



鳥取県公報

令和8年3月3日（火）
第9769号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可（89）（水環境保全課）・・・・・・・・・・ 2
	土砂災害警戒区域の指定（2件）（90・91）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 2
	土砂災害警戒区域の指定の変更（3件）（92～94）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	土砂災害警戒区域の指定の解除（95）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（96・97）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更（2件）（98・99）（〃）・・・・・・・・・・ 6
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（3件）（100～102）（〃）・・・・・・・・・・ 7
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（103）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 9
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（104）（〃）・・・・・・・・・・ 9
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 10
	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 11
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（教育委員会事務局教育センター）・・・・・・・・・・ 11

告 示

鳥取県告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
岩美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年2月22日から令和14年3月31日まで
(変更前 平成3年2月22日から令和9年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分
岩美郡岩美町大字岩本字茶屋之前及び字久松屋敷、大字大谷字高縄手及び字柳ヶ坪、大字浦富字東濱、字東出逢、字西虎ヶ池、字上新屋敷及び字宮路、大字岩井字長者臺並びに大字太田字二王面の各一部

鳥取県告示第90号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
倉吉市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
栗尾4地区（Ⅰ-1615）、悴谷3地区（Ⅱ-3744）、上大立2地区（Ⅱ-3745）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
倉吉市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
棕波東谷川（Ⅱ-1-2-16-112）、宮ノ上谷川（Ⅲ-1-2-16-111）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

曹源寺4地区（Ⅱ-3752）、曹源寺5地区（Ⅱ-3753）、吉尾5地区（Ⅱ-3754）、吉尾6地区（Ⅱ-3755）、吉尾7地区（Ⅱ-3756）、笏賀4地区（Ⅱ-3757）、赤松5地区（Ⅱ-3758）、福本地区（Ⅱ-3759）、福山9地区（Ⅱ-3760）、下西谷2地区（Ⅱ-3761）、木地山6地区（Ⅱ-3762）、木地山7地区（Ⅱ-3763）、合谷2地区（Ⅱ-3764）、吉原2地区（Ⅱ-3766）、今泉3地区（Ⅱ-3767）、森7地区（Ⅱ-3768）、柿谷5地区（Ⅱ-3769）、西小鹿5地区（Ⅱ-3774）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

矢射谷川（Ⅰ-1-2-20-141）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

倉吉市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

広栄町地区（Ⅰ-1142）、上井地区（Ⅰ-1340）、古川沢3地区（Ⅰ-1347）、小田3地区（Ⅰ-1348）、上井2地区（Ⅱ-2566）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

倉吉市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

みどり下谷川（Ⅰ－1－2－16－32）、大立下谷川（Ⅰ－1－2－16－70）

- (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

三朝町

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

天神町地区（Ⅰ－745）、徳本地区（Ⅰ－1149）、三徳地区（Ⅱ－2685）

- (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- 2 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

三朝町

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

福吉下谷川（Ⅱ－1－2－20－26）

- (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

琴浦町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

東山田地区（Ⅰ－836）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第95号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を解除する市町村の名称

倉吉市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

福庭4地区（Ⅱ－2565）

鳥取県告示第96号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（3）土砂災害特別警戒区域の名称

栗尾4地区（Ⅰ－1615）、俣谷3地区（Ⅱ－3744）、上大立2地区（Ⅱ－3745）

（4）土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2（1）土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（3）土砂災害特別警戒区域の名称

棕波東谷川（Ⅱ－1－2－16－112）、宮ノ上谷川（Ⅲ－1－2－16－111）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

曹源寺4地区（Ⅱ-3752）、曹源寺5地区（Ⅱ-3753）、吉尾5地区（Ⅱ-3754）、吉尾6地区（Ⅱ-3755）、吉尾7地区（Ⅱ-3756）、笏賀4地区（Ⅱ-3757）、赤松5地区（Ⅱ-3758）、福本地区（Ⅱ-3759）、福山9地区（Ⅱ-3760）、下西谷2地区（Ⅱ-3761）、木地山6地区（Ⅱ-3762）、木地山7地区（Ⅱ-3763）、合谷2地区（Ⅱ-3764）、吉原2地区（Ⅱ-3766）、今泉3地区（Ⅱ-3767）、森7地区（Ⅱ-3768）、柿谷5地区（Ⅱ-3769）、西小鹿5地区（Ⅱ-3774）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

矢射谷川（Ⅰ-1-2-20-141）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
上井地区（Ⅰ－1340）、古川沢3地区（Ⅰ－1347）、上井2地区（Ⅱ－2566）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
三朝町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
三徳地区（Ⅱ－2685）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
倉吉市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
福庭4地区(Ⅱ-2565)
一部について指定を解除するもの
広栄町地区(Ⅰ-1142)、小田3地区(Ⅰ-1348)
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第8号)第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
倉吉市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
みどり下谷川(Ⅰ-1-2-16-32)、大立下谷川(Ⅰ-1-2-16-70)
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
三朝町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
天神町地区(Ⅰ-745)、徳本地区(Ⅰ-1149)
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第8号)第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
三朝町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
福吉下谷川(Ⅱ-1-2-20-26)

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
東山田地区（I-836）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月3日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社山田薬局	オリーブ薬局	米子市車尾一丁目8-27	令和8年2月18日	令和8年3月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月3日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社山田薬局	オリーブ薬局	米子市車尾一丁目8-27	令和8年2月18日	令和8年3月31日	介護予防居宅療養管理指導

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和8年7月5日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和8年9月13日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和8年7月26日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和8年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

インターネットにより行うこと。なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和8年4月7日（火）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

(1) 受付期間

令和8年4月1日（水）午前10時から同月14日（火）午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

令和8年12月3日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、同年8月24日（月）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、二級建築士試験については令和8年6月24日（水）（予定）から、木造建築士試験については令和8年7月8日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の定めるところにより所要の手数料を徴収する。な

お、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(3) 問合せ先

- ア 公益財団法人建築技術教育普及センター本部 東京都千代田区紀尾井町3-6 電話050-3645-8422
イ 一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市の場二丁目86-1 電話0857-32-8777

(4) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(5) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話050-3645-8422）にその旨を申し出ること。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字牛倉669の1、669の2、685の1、686の1、字ハタ谷735の1から735の3まで、字ミソギ谷810の1、日野郡日南町阿毘縁字與三右衛門炭山377、字野田384、下阿毘縁字深塔奥山756の1、756の3、756の4

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和8年1月28日付農林水産省告示第76号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 智頭町役場及び日南町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月3日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

県立学校コアL3スイッチ等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、紙により行うものであること。

入札書に記載する金額は、(1)の借入物品に係る(3)の期間中の賃貸借料の総額とすること。

なお、契約に当たっては入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、

消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税が不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 事務用機器のパソコン類

イ 事務用機器の電気通信機器類

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年3月10日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 1の(1)に示した物品を自社で所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター教育DX推進課

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター教育DX推進課

電話 0857-28-2387

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和8年3月3日（火）から同月23日（月）までの間にインターネットの鳥取県教育センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年3月3日（火）から同月23日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月13日(月)午後2時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。

イ 場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センター本館2階第2研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒に件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目及び第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和8年3月23日(月)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説

明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Layer 3 Switches used by Tottori Prefectural Schools

(2) 2026-03-23 12:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-04-13 14:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-04-13 12:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Tottori education center, 5-201 Koyamacho-Kita, Tottori-shi, Tottori 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-2387